

Q 水利権の更新手続きについて教えてください

A

1. はじめに

水利権とは、特定の目的のために河川の流水を排他的・独占的に利用する権利のことで、河川法（以下、「法」という）に基づく河川管理者の許可（水利使用許可）により認められる許可水利権と、旧河川法が施行された明治 29 年以前からの慣行的な流水の利用が権利化した慣行水利権から成ります。また、許可水利権は、権利の安定性の観点から、取水が安定的に継続される安定水利権と、安定的な水源が確保されていなくても、水需要が増大し緊急に使用することが社会的に強く要請される場合に許可される暫定水利権に分類されます。

安定水利権の許可期間は概ね 10 年（発電を除く）、暫定水利権は原則 1~3 年とされており、許可期限以降も取水を継続する場合は、事前に許可水利権の更新手続きが必要となります。なお、慣行水利権は、届出により認められるため許可期間がありません（以下、単に「水利権」と記載する場合は、許可水利権のことを意味します）。

2. 申請時期

水利権の更新を行うには、河川管理者へ申請書を提出する必要があります。これは水利使用許可に付された水利使用規則に定められているとおり、許可期限の 6 ヶ月前から 1 ヶ月前までの間に行わなければなりません（事前申請の原則）。

安定水利権の場合、許可期間は水利権の効力を直接定めるものではなく、河川管理者に許可内容等の再検討の機会を与える趣旨で定められると考えられるため、この期間内に更新の申請をすれば、許可期限が到来しても、不許可の処分があるまでは現行の水利使用が認められています。

これに対して暫定水利権の場合は、その水利使用の緊急性、不安定性から、許可期間は存続期間を定めたものと考えられるため、許可期限を過ぎると失効してしまいます。

3. 申請内容

更新手続きの申請書は、概ね新規の水利使用許可申請の場合に準じて作成します。つまり、水利使用に係る事業計画の概要、使用水量の算出根拠

などを記載した図書（河川法施行規則（以下、「規則」という）第 11 条第 2 項）を添付することになります。これは、河川管理者が現行の許可期間内の社会的変動、自然環境の変化等を鑑みて、また、取水実績を踏まえて再度審査を行うためです。

しかし、申請内容が許可期間の更新のみの場合、前回申請時の添付図書から変更がないものについては省略できるものもあるので、河川管理者への確認が必要です（規則第 40 条第 4 項）。

4. 許可権者と申請先

水利権の許可権者は、水利使用の目的と規模、河川の種類、申請内容により異なります。例えば、一級河川における特定水利使用（最大取水量が 2,500m³/日以上又は給水人口が 10,000 人以上の水道など（河川法施行令第 2 条第 3 号））のうち、許可期間の更新のみの場合は、国土交通省各地方整備局長または北海道開発局長（以下、「地方整備局長等」という）となります。二級河川においては、その目的や規模等を問わず、都道府県知事または指定都市の長となります。

地方整備局長等に対する水利権の申請は関係事務所長の長を、都道府県知事に対するものは都道府県の関係事務所を経由して行わなければなりません。一級河川以外の水利使用に係る更新の申請先は、新規申請の場合と同じです。

なお、地方整備局長等に対して特定水利使用に係る水利権の申請を行った場合は、厚生労働省健康局水道課に關係資料を送付する必要があります（厚生労働省健康局水道課 事務連絡(H15.8.5)）。

5. その他

水利権の申請にあたっては、流水の占用（法第 23 条）に係る申請のみではなく、土地の占用（法第 24 条）、工作物の新築等（法第 26 条第 1 項）、河川保全区域における行為の許可（法第 55 条第 1 項）等流水の占用を行うために必要な行為についても同時に申請する必要があります（同時申請の原則 規則第 39 条）。

（出典：水道技術ジャーナル 2013 年 10 月）